

令和5年度 山梨労働局 年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、山梨労働局・各労働基準監督署が主唱する運動である。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

山梨県内における、令和5年の休業4日以上の子傷者数（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）は、9月末日までで585人であり、令和4年の同時期と比較して1.2%の増加となっている。また、令和5年の死亡者数は、10月25日現在で6人となっており、既に令和4年の5人を超えてしまっている。

こうした状況の中で、特に年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。各事業場においては、非定常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施、感染症予防を含めた労働者の健康状態の確認などに全員で取り組むことが一層重要となる。

皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たにし、本年度の年末年始無災害運動を展開することとする。

2 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで

3 運動標語

『健康と安全で 幸せつなぐ年末年始』

4 主唱者

山梨労働局、甲府・都留・鰍沢労働基準監督署

5 推進団体

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会

甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会
建設業労働災害防止協会山梨県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所
一般社団法人山梨県鉄構溶接協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会山梨県支部
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会山梨支部
独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター

6 協力機関

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所
国土交通省関東地方整備局富士川砂防事務所
国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所
山梨県

7 後援団体

日本労働組合総連合会山梨県連合会
山梨県経営者協会

8 実施者

山梨県内の各事業場

9 主唱者の実施事項

(1) 山梨労働局の実施事項

ア 労働局長による安全衛生パトロール
イ 報道機関及びホームページ等による広報
ウ リーフレットの制作・配布
エ 局庁舎への懸垂幕の設置

(2) 労働基準監督署の実施事項

ア 建設現場一斉監督指導の実施（12月1日から12月15日まで）
イ 各災害防止団体等が行うパトロールへの協力

- ウ 集団指導等における事業場の実施事項についての周知徹底
- エ リーフレット等の配布

10 各推進団体の実施事項

- (1) 各種会議等における周知広報
- (2) リーフレット等の配布
- (3) ポスターの頒布
- (4) 事業場に対する巡回指導

11 事業場の実施事項

- (1) 年末年始に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
 - ② 安全衛生パトロールの実施
 - ③ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
 - ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の揚げ替え
 - ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
 - ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (2) 年末年始に実施状況を確認する事項
 - ① KY（危険予知）活動を活用した、非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
 - ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
 - ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
 - ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
 - ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
 - ⑦ 過重労働をしない・させない職場環境づくり
 - ⑧ 健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
 - ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
 - ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
 - ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
 - ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施